

介護保険サービス事業所

# 職員の皆様へ 処遇改善手当の支給

264,000円

(月額22,000円)

2020年4月1日より1年間

当法人では、2020年度介護職員処遇改善加算の申請を行います。

今年度は、標記金額を処遇改善手当として支給します。また、2021年3月末には処遇加算の報酬に応じた一時金を支給します。

## 支給対象職員

対象となる職員の方は、介護保険施設の8時間労働の常勤処遇職員で2020年4月1日から2021年3月31日の期間勤務された方です。

給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

## 加算対象外の職員について

加算対象の処遇職員以外の方については、8,500円の支給をします。

財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2020年4月10日

社会福祉法人黒松内つくし園

理事長 大代 貴輝

障がい福祉サービス事業所

# 職員の皆様へ 処遇改善手当の支給

300,000円

(月額25,000円)

2020年4月1日より1年間

当法人では、2020年度福祉・介護職員処遇改善加算の申請を行います。  
今年度は、標記金額を処遇改善手当として支給します。また、2021年3月末には処遇加算の報酬に応じた一時金を支給します。

## 支給対象職員

対象となる職員の方は、障がい施設の8時間労働の常勤処遇職員で2020年4月1日から2021年3月31日の期間勤務された方です。  
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

## 加算対象外の職員について

加算対象の処遇職員以外の方については、8,500円の支給をします。  
財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2020年4月10日

社会福祉法人黒松内つくし園  
理事長 大代 貴輝